

第3次いすみ男女共同参画プラン

～一人ひとりが尊重され活躍できる社会の実現をめざして～

令和4年3月
いすみ市



はじめに



近年、少子高齢化の急速な進行や、家族や地域との関わりの希薄化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、それに伴い、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。

市ではこれまで第1次・第2次男女共同参画プランを策定し、男女が真に対等な市民として、性別にかかわらず持てる力を発揮し、様々な場で男女共同参画や女性活躍の推進に努めてきましたが職場や家庭、地域において女性が活躍できる環境整備はまだ不十分であり、課題は数多くあると考えています。これまでの取組の成果を評価するとともに、様々な課題に的確に対応し一人ひとりが尊重され活躍できる社会の実現をめざして「第3次いすみ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

男女共同参画社会は、市民、事業者、家庭、職場、地域、行政それぞれが連携し、お互いを認め合い、その役割を発揮することが重要です。本プランを総合的かつ計画的に推進し、多くの市民の皆様が男女共同参画に対する理解を深めていただき、住みよい地域社会を実現したいと思います。行政も「幸せ、安心、笑顔あふれるまち いすみ」に向けて取り組んでまいります。今後も、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、市民の皆様には、アンケートなどにより貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、策定にあたり熱心に審議していただきましたいすみ男女共同参画プラン推進懇話会委員の皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和4年3月

いすみ市長 太田 洋

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	
1 プラン策定の趣旨	2
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	3
4 プランの基本理念	3
5 プランの基本目標	3
第2章 プランの具体的な取組	
プランの体系	5
第3章 プランの施策の内容	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
1 人権の尊重	7
2 男女共同参画意識の醸成	9
基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくり	
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	11
2 地域における男女共同参画	13
3 家庭における男女共同参画	15
4 就業の場における男女共同参画	17
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	
1 あらゆる暴力の根絶	21
2 防災分野における男女共同参画	25
3 安全・安心な暮らしの実現	26
第4章 プランの推進	
1 推進体制の整備・充実	29
2 市民との共創と協働によるプランの推進	29
3 国・県等関係機関との連携	29
資料	
男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（概要）	31
いすみ男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱	34
いすみ男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿	35
男女共同参画社会基本法	36
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	39
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	45
世界・国・千葉県の男女共同参画の動き	52
用語解説（五十音順）	55

第1章 プランの基本的な考え方

第1章

プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

わが国においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成31年に「働き方改革関連法」が施行され、男女共同参画社会への法整備が進められてきました。

しかしながら、未だに女性が自らの意思で社会のあらゆる分野において活動できる環境とはいえず、男性の家事・育児分野への参画も定着していないなど、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を構築するには多くの課題があります。

2015年9月、国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すため「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」という。）が採択されました。SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、17のゴールの1つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。「ジェンダー平等の実現」は国際社会のめざす「誰一人取り残さない」社会の実現のため必要不可欠な要素です。

本市では、男女共同参画社会の実現のため、平成24年に「いすみ男女共同参画プラン」を、平成29年に「第2次いすみ男女共同参画プラン」を後継計画として策定し、さまざまな分野における情報提供や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進、子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできました。

男女共同参画社会の実現に向け、本市においても国及び県の方向性や男女共同参画をめぐる社会情勢、令和3年7月に実施した『男女共同参画に関する市民アンケート』（以下「市民アンケート」という。）による市民の意識やニーズ、関係機関の意見に基づき「第3次いすみ男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法に基づくいすみ市の計画です。また、女性活躍推進法第6条第2項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条

の3第3項の規定に基づく本市における推進計画としても位置付けます。

なお、本プランは、国や県の男女共同参画計画の基本的な考え方や、平成30年3月策定の第2次いすみ市総合計画を勘案し、男女共同参画社会の実現に向け、基本目標や施策等を定めています。



3 プランの期間

本プランは、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、この期間においても国や県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、政策を効果的に進めるために、必要に応じて本プランの見直しを行います。

4 プランの基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を理念に掲げています。

この理念を前提とし、本プランでは、「一人ひとりが尊重され活躍できる社会の実現をめざして」を基本理念とします。

5 プランの基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、施策を展開します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくり

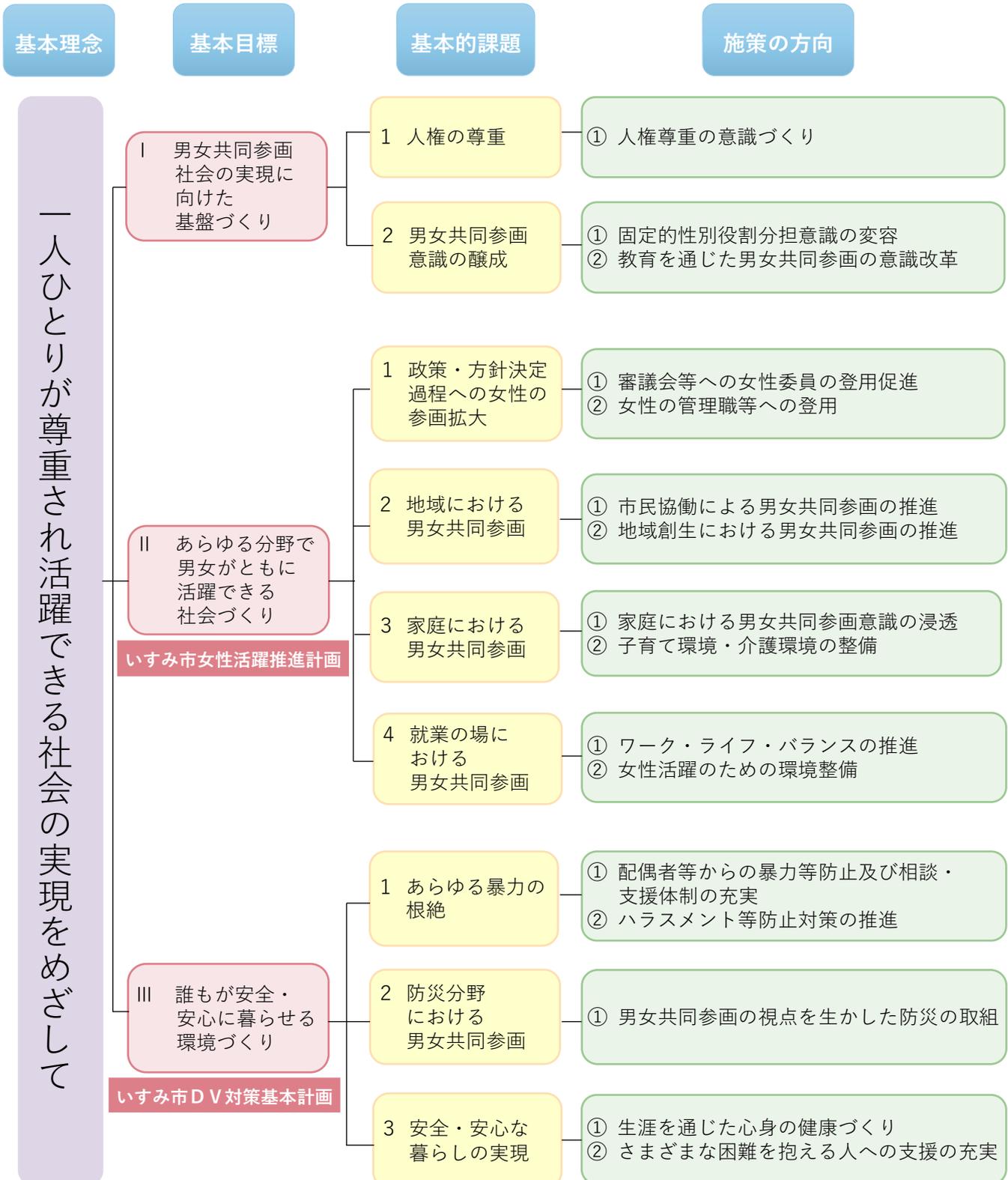
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

第2章 プランの具体的な取組

第2章

プランの具体的な取組

プランの体系



第3章 プランの施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1 人権の尊重

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。男性・女性という性による差別化に由来する固定観念や偏見を否定し、作られたイメージではなく、男女ともに個人として尊重され、その個性を生かしながら、あらゆる活動に参画し、男女がともに活躍できる社会の実現が求められています。

本市では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も喜びも分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

市民アンケートにおいて、「男女の地位」について尋ねたところ、『学校教育』では62.3%の人が「平等になっている」と回答した一方で、『慣習・しきたり』、『政治や行政』では「平等になっている」と回答した人はおよそ15%であり、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答（以下「男性の方が優遇されている」という。）は70%を超えています。（8ページ 図1）依然として性別による偏りが見受けられ、男女共同参画意識が社会全体に十分浸透しているとは言えない状況です。

男女共同参画社会の実現において基盤となる、人権の尊重の意識を持つことが重要ですが、近年、スマートフォンの普及により、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネット上での誹謗・中傷、いじめなど新たな人権問題も顕在化しています。子どもたちが有害な情報に接したり犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることにもつながる恐れがあります。子どもの人権や豊かな成長が守られるよう子どもたちを取り巻く環境の浄化に努めていく必要があります。

男女共同参画社会の実現のため、人権尊重の意識や男女平等の意識が、市民、地域団体、市民活動団体、事業者等に浸透し、定着するよう情報発信や講演会、研修会を通じて意識の変容を促していくことが必要です。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「社会全体」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	15.0%	30.0%

「市民アンケート」

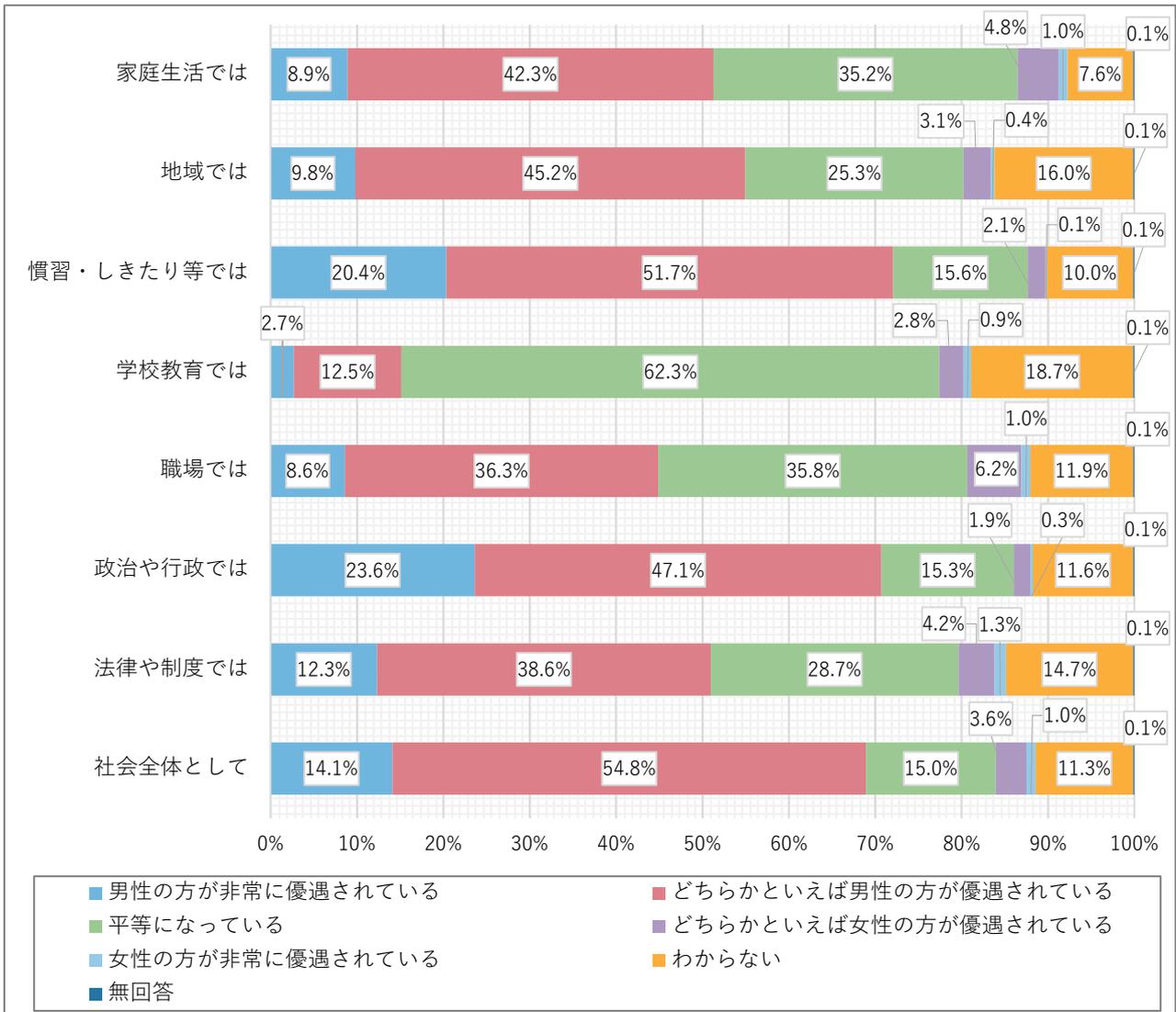
《施策の方向》

①人権尊重の意識づくり

人権尊重、男女共同参画意識の醸成のため講演会・セミナーなどへの積極的な参加の啓発を推進します。また、パンフレット等を作成、配付し、人権の尊重意識、男女共同参画意識の浸透に努めます。

事業内容	担当課
人権及び男女共同参画に関する相談窓口の周知	総務課
	企画政策課
男女共同参画に関する意識啓発、講演会やセミナーの実施	企画政策課
男女共同参画に関するパンフレットの作成・周知	企画政策課
人権侵害防止のためのSNS等の適切な利用等に関する広報啓発	企画政策課
	学校教育課

(図1) 男女の地位について



「市民アンケート」

2 男女共同参画意識の醸成

【現状と課題】

これまでの経験や積み重ねで形成された慣習・しきたり等は時として男女共同参画社会の形成を阻害するものとなるおそれがあります。近年、社会における男女の生き方は多様化しているため、あらゆる機会をとらえて意識啓発を行い、また男女に対して偏りのある影響を及ぼす慣習・しきたり等を見直していく必要があります。

男女平等意識を醸成していくためには、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育や、性別にとらわれないキャリア形成などについて学ぶことが重要です。人権や多様性を大切にされた教育により自分らしさを認めることができ、また多様な価値観、多様な生き方があることを知ることで将来の選択の幅が広がります。

市民アンケートにおいて「男は仕事、女は家庭」という考え方について尋ねたところ、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を合わせた回答（以下、「賛成」という。）が27.5%、「反対である」と「どちらかといえば反対である」を合わせた回答（以下「反対」という。）が56.5%でした。

（10 ページ 図2）前回、平成28年度に実施した市民アンケート結果と比較すると、今回は「賛成」が6.3ポイント減少し、「反対」が8.2ポイント増加していました。性別によって役割が決まるのではなく、性別にかかわらず自分らしく生きることができる社会の実現が求められています。

男女共同参画社会の実現においては、市民一人ひとりの意識の変容が必要です。これまでの経験や見聞きしたことから形成されたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による決めつけや押しつけの言動をしていないか自分自身と対話し、相手を尊重する姿勢を持つことが重要です。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
固定的性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合	27.5%	20.0%

「市民アンケート」

《施策の方向》

①固定的性別役割分担意識の変容

性別や固定観念にとらわれない一人ひとりの希望に沿った生き方ができるよう、固定的性別役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアスの認知・理解を推進します。

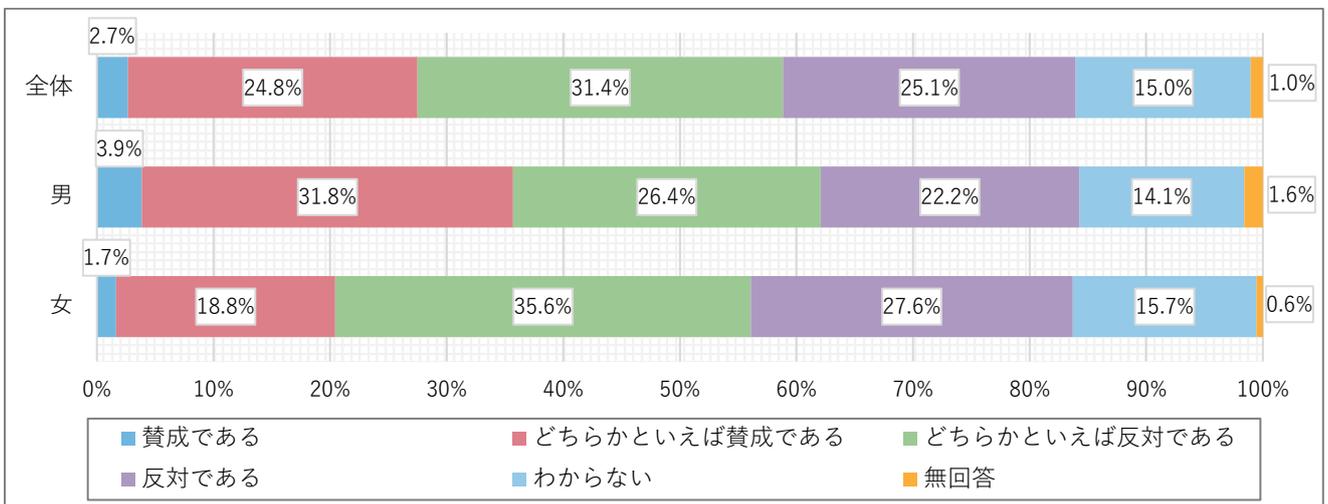
事業内容	担当課
固定的性別役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアスに関する職員研修の実施	企画政策課
広報紙や市のホームページを活用した男女共同参画に関する啓発活動の推進	企画政策課

②教育を通じた男女共同参画の意識改革

学校教育を通じて、人権の尊重や男女の平等、多様性・相互理解と協力の視点に立って、男女共同参画の浸透を図り、男女の平等意識をより一層高めるよう一人ひとりの自分らしさを大切に、発達段階に応じた指導を進めます。

事業内容	担当課
子どもの発達段階に応じた人権尊重・男女平等教育の推進	学校教育課
	生涯学習課
ジェンダーや性の多様性に関する理解、男女平等に関する教育の充実	学校教育課
	生涯学習課
児童・生徒の将来の職業選択に関する教育・学習の充実	学校教育課
	生涯学習課
互いを尊重し、男女が協力する指導・教育の充実	学校教育課
	生涯学習課
教育関係者に対する人権や男女共同参画の教育の充実	学校教育課
	企画政策課
生涯学習機会の充実	生涯学習課

(図2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



「市民アンケート」

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくり

いすみ市女性活躍推進計画

※この目標は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画と位置付けます。

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

政策・方針決定過程に男女が参画する機会が確保されることは、男女がともに喜びも責任も分かたべき男女共同参画社会の基盤となるものです。

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が2021年3月に「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しました。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから指数が作成され、日本は156か国中120位でした。国会議員や官僚、企業の管理職などの男女格差が大きいことが要因となっています。

いすみ市では、第2次いすみ男女共同参画プランの数値目標として、令和3年度までに地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員等における女性の登用率の向上を掲げてきました。いずれも平成28年度と比較すると微増していますが、目標値には届いていない状況です。社会情勢が大きく変化する中、持続可能で多様性に富んだ社会を形成するためには、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要です。男女がともに幅広い分野で活躍することができるよう引き続き政策・方針決定過程における女性の参画拡大について積極的に働きかけていく必要があります。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地方自治法第180条の5に基づく委員会 ^{※1} 等における女性の登用率	7.7%	10%
地方自治法第202条の3に基づく委員会 ^{※2} 等における女性の登用率	21.8%	30%

「企画政策課資料」

※1 「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会」「監査委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」。

※2 市が条例で定めた22の附属機関。（「防災会議」「介護認定審査会」「地域審議会」等。）

《施策の方向》

①審議会等への女性委員の登用促進

多様な視点を反映させるため、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

事業内容	担当課
各種審議会等への女性の積極的な登用の推進	関係各課
	企画政策課

②女性の管理職等への登用

「いすみ市特定事業主行動計画」に基づき、性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。

事業内容	担当課
女性職員の外部研修への派遣や人材育成	総務課
女性職員のキャリア形成支援	総務課

2 地域における男女共同参画

【現状と課題】

近年の災害の激甚化や、一人暮らし世帯・高齢者世帯の増加により、豊かで活力のある持続可能な地域づくりを推進するためには、地域での支えあいやコミュニティづくりの必要性がより高まってきています。地域でのコミュニティの強化を図るためには、男性・女性を問わず、個性と能力を地域の中で発揮することが一層求められます。

市民アンケートでは、『地域』における男女の地位について「平等になっている」と回答した人の割合は25.3%で、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は55.0%に及んでおり、依然として男性優位と感じている人が多い傾向にあります。（8ページ 図1）

方針決定を行う会長等の職の多くは、男性が担う傾向がみられる中、一人ひとりが活躍でき、活力ある地域づくりには、女性の積極的な参画が必要です。

男女が共にまちづくりに参画し、意見が反映されるよう、地域においても男女共同参画の環境づくりが重要です。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「地域」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	25.3%	35.0%

「市民アンケート」

《施策の方向》

①市民協働による男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるには、男女が対等な立場で協力し合う、男女共同参画の視点が必要不可欠です。自治会活動や、PTA、まちづくり活動、ボランティア活動など地域に根差した身近な活動において男女共同参画の意識が浸透することで、地域コミュニティが活性化し、誰もが自分らしく生きることができるとつながります。地域活動の中での男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

事業内容	担当課
地域活動への参加の契機となる情報提供や学習機会の提供	企画政策課
NPO・ボランティア団体等地域で活動する各種団体に関する情報提供	企画政策課
	水産商工観光課

②地域創生における男女共同参画の推進

地域の課題の解決や活性化に向けた取組には、一人ひとりが持っている知識や経験・能力を十分に生かせるような環境づくりが必要です。持続可能で誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを推進するためには、男性・女性それぞれの多様な視点や意見を反映させられるよう市民の積極的な参画が重要です。

事業内容	担当課
地域活動への女性の積極的な参加の推進	企画政策課
	水産商工観光課
地域創生関連審議会等における女性委員の積極的な登用	企画政策課
	企業誘致・魅力づくり室
	農林課
	水産商工観光課

3 家庭における男女共同参画

【現状と課題】

長い年月をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識により、日常の家事は未だにその役割の多くを女性が担っているのが現状です。

一方、男性の多くは仕事中心の生活となり、家事や育児への関わりが希薄となる傾向があります。

市民アンケートにおいて、既婚の男女に「日常生活の家事分担」について尋ねたところ、11項目中7項目で「妻が中心」という回答が最も多くなっていました。(16 ページ 図3)

前回、平成28年度に実施した市民アンケートと比較すると、「妻が中心」という回答割合はわずかに減少していましたが、依然として多くの家事を女性が担っているという結果となりました。

家庭での喜びや責任を男女がともに担うためには、無意識に思い込んでいる固定的な性別役割分担意識を認識し、解消していくことが重要です。それぞれの家庭の形にあったライフスタイルを確立できるよう、子育てや介護支援の充実、また企業・事業所等と連携し、労働時間の短縮や育児休業等の休暇制度の普及を推進していくことが求められています。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「家庭」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	35.2%	50.0%

《施策の方向》

①家庭における男女共同参画意識の浸透

男性が家事・育児・介護などに取り組めるよう環境づくりを進めるとともに、学習機会や情報提供などを通じ、家庭における男女共同参画を促進します。

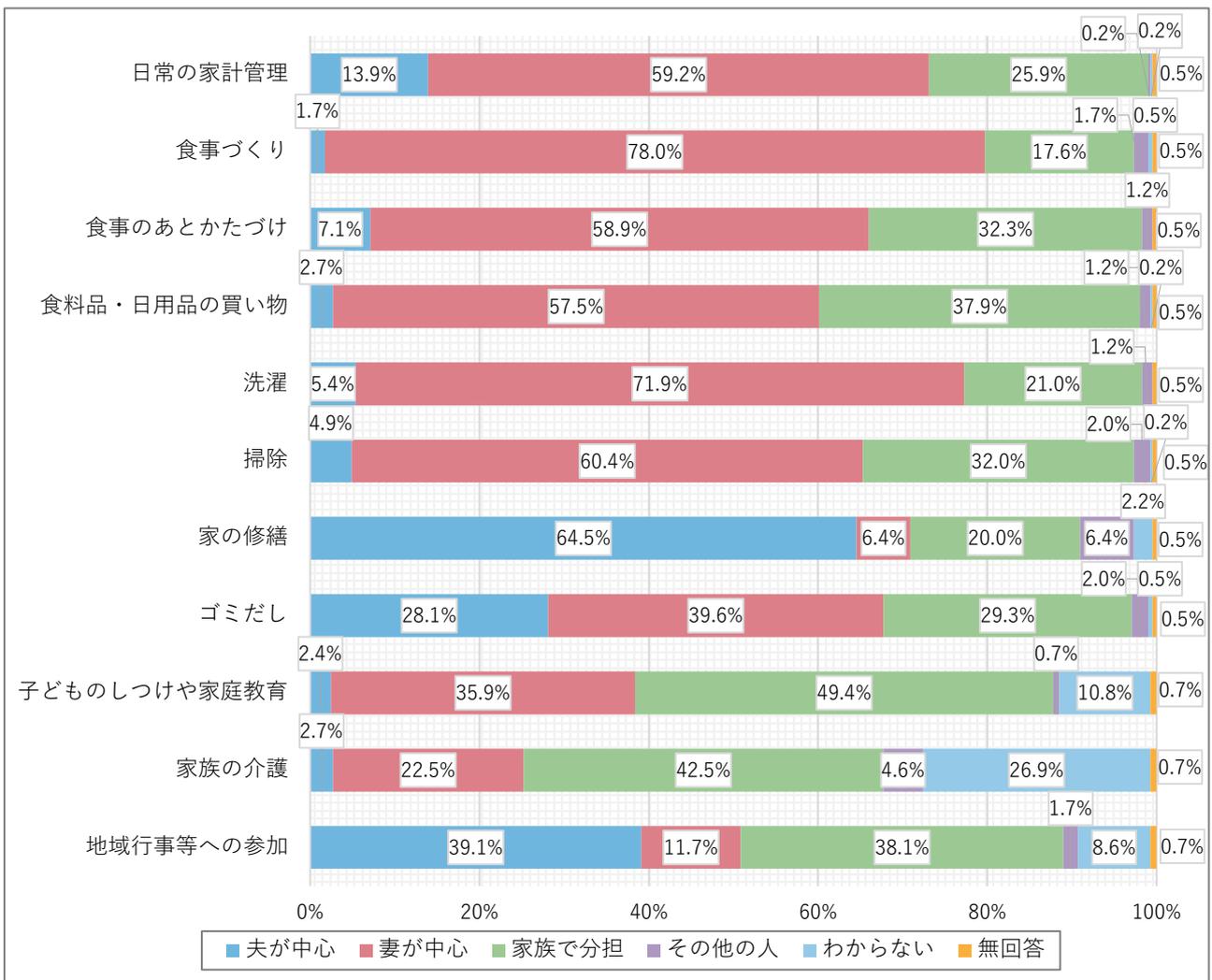
事業内容	担当課
妊娠・出産・育児について父母が学習できる機会の提供	子育て支援課
	健康高齢者支援課
男性の家事・育児等の学習機会の充実	企画政策課
	子育て支援課
市役所内男性職員の育児休業取得の推進	総務課

②子育て環境・介護環境の整備

仕事と子育て等の両立を支援し、安心して働くことができるよう子育て支援や相談機能の充実を図ります。

事業内容	担当課
乳児保育・延長保育・一時保育・休日保育等のサービスの充実	子育て支援課
子育て支援センターの活用	子育て支援課
子育てヘルパー派遣等の充実	子育て支援課
子育て相談ワンストップ事業の実施	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	子育て支援課
介護・医療等総合相談事業の実施	健康高齢者支援課
家族介護支援事業の実施	健康高齢者支援課
育児・介護休業制度の利用促進のための啓発	総務課

(図3) 「日常の家事の実際の分担について」



「市民アンケート」

4 就業の場における男女共同参画

【現状と課題】

就業は、経済的な基盤となるだけでなく、社会貢献や自己実現の手段にもなり得ます。男女を問わず、働きたい人が能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境づくりは地域社会、地域経済の活性化や個人の幸福に重要な意義があります。男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法律が整備され、女性の働く環境は改善されつつありますが、雇用における待遇や、管理職等への登用などの男女格差は依然として解消されていない側面もあります。就業の場においても、男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるなど性別を理由とした差別をなくし、安心して働くことができる職場環境の確保が大切です。

市民アンケートにおいて、「職場における男女の扱い」について尋ねたところ、前回、平成28年度に実施した市民アンケート結果と比較すると「平等になっている」という回答割合は高くなっていますが、項目別に見ると『管理職等への登用』については「男性の方が優遇されている」という回答が44.0%と男性優位と感じている人が多く見受けられました。(18 ページ 図4)

働く場において女性の活躍を推進するために、長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランスの実現など、新たな働き方に対応する職場環境の整備が求められています。仕事、家庭生活や地域・個人の活動などバランスのとれた豊かな生活を送ることができるよう、企業・事業所等と連携し取組を進めていくことが重要です。

また、結婚・出産に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ問題」の解消など、女性の就労継続や再就職支援などの事業の展開に取り組む必要があります。(18 ページ 図5)

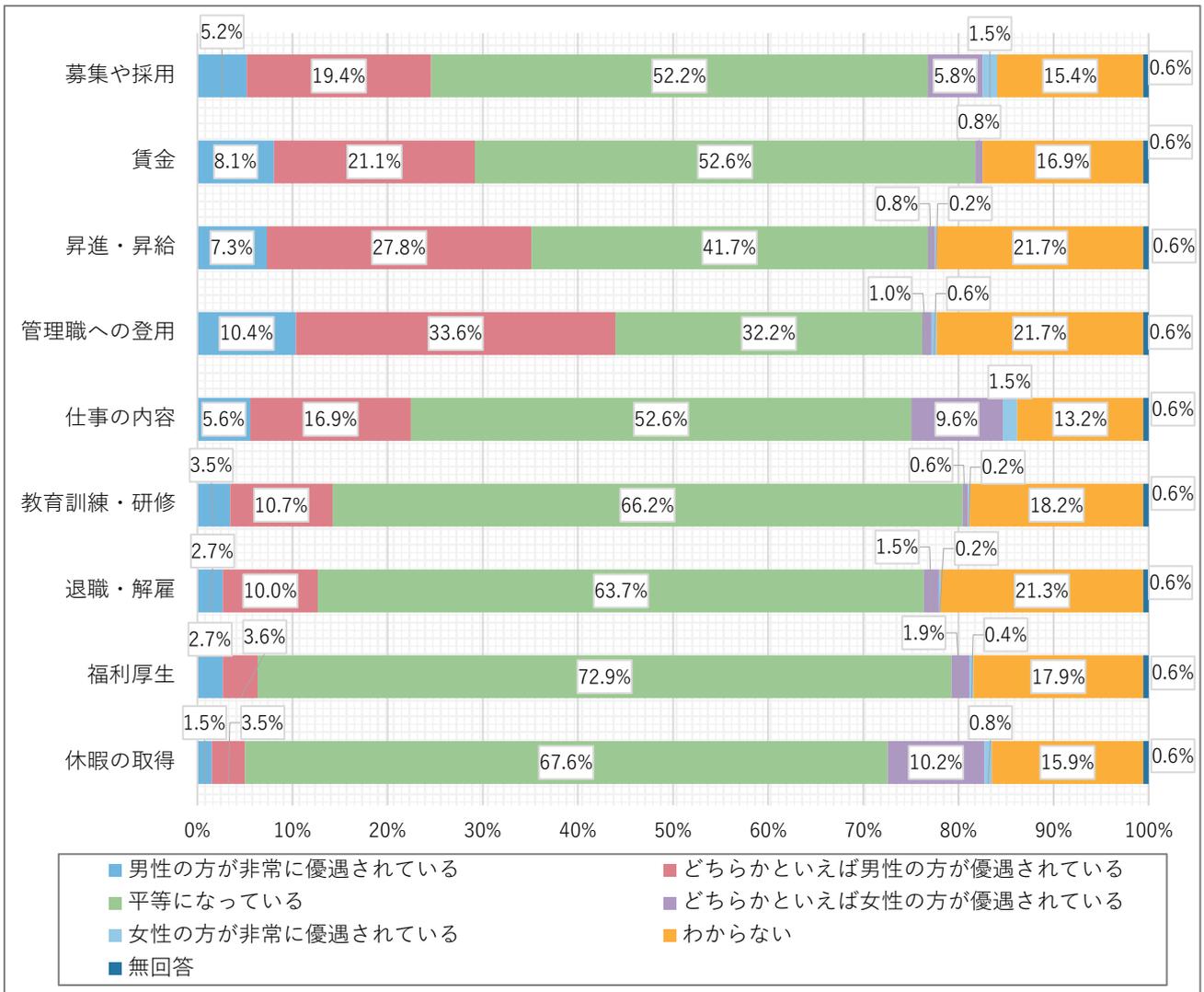
市民アンケートの結果からも、結婚・出産後も働き続けるためには、「育児休業や短時間制度等の仕事と家庭の両立のできる制度を充実させることが必要」という回答が最も多いことから行政と企業・事業所等が一体となり、制度構築や普及、啓発に努めることが重要となります。(19 ページ 図6)

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「職場」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	35.8%	50.0%

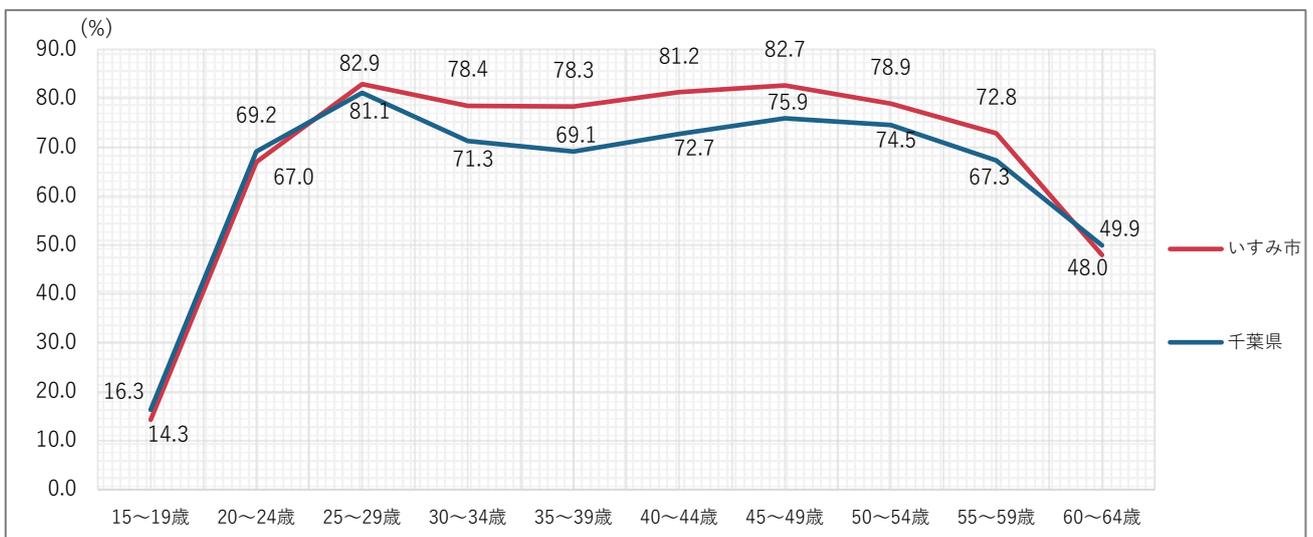
「市民アンケート」

(図4) 「職場における男女の扱い」について



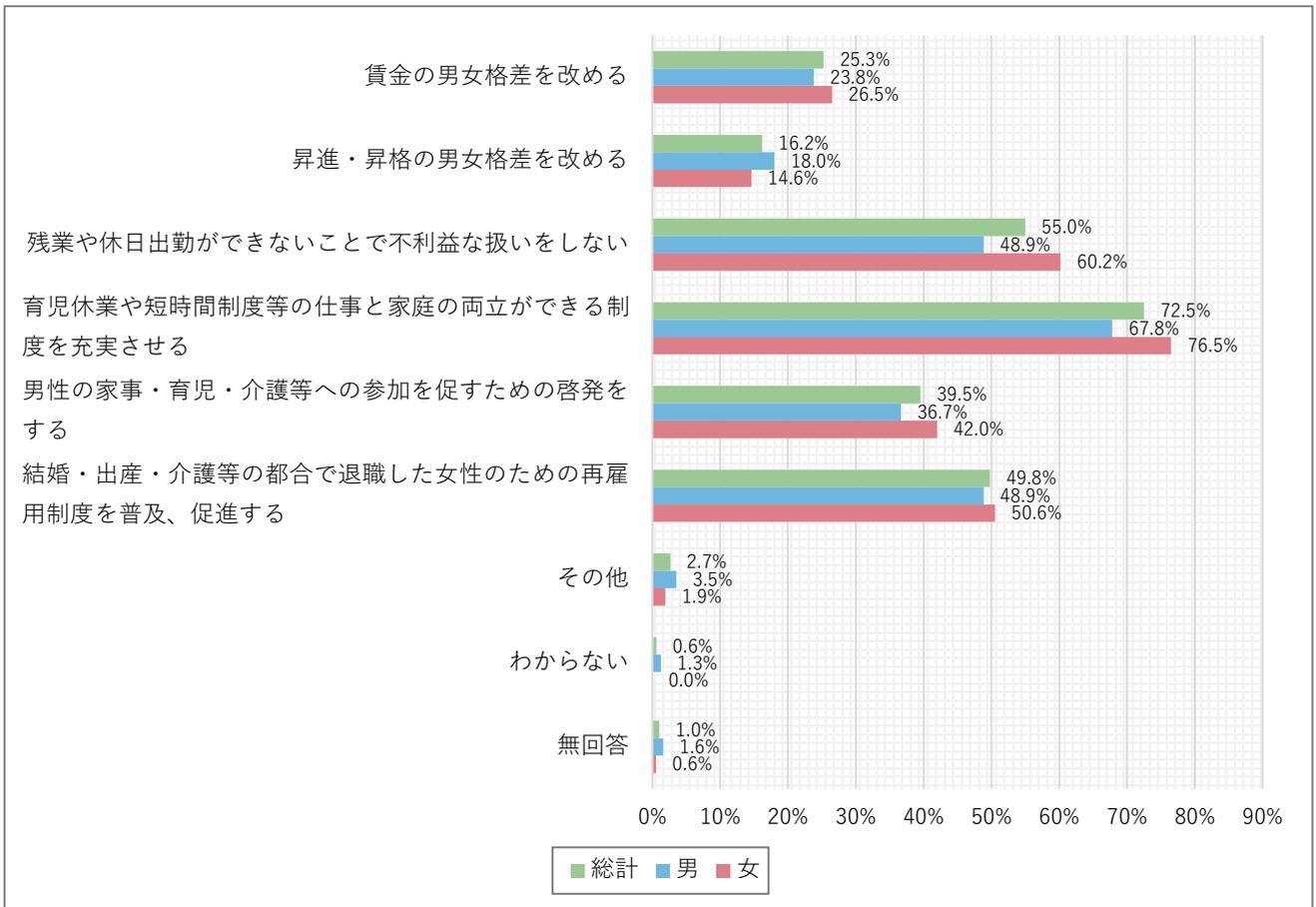
「市民アンケート」

(図5) 女性の年齢階級別労働力率の推移



「平成27年度国勢調査」

(図6) 「結婚・出産後も働き続けるために必要なことは」



「市民アンケート」

《施策の方向》

①ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事、家庭生活、地域生活などの調和がとれた希望する生き方を選択できるよう、長時間労働の見直しや多様な働き方ができる職場環境づくりを企業・事業所等とともに推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、子育て支援や介護支援サービスのさらなる充実を図ります。

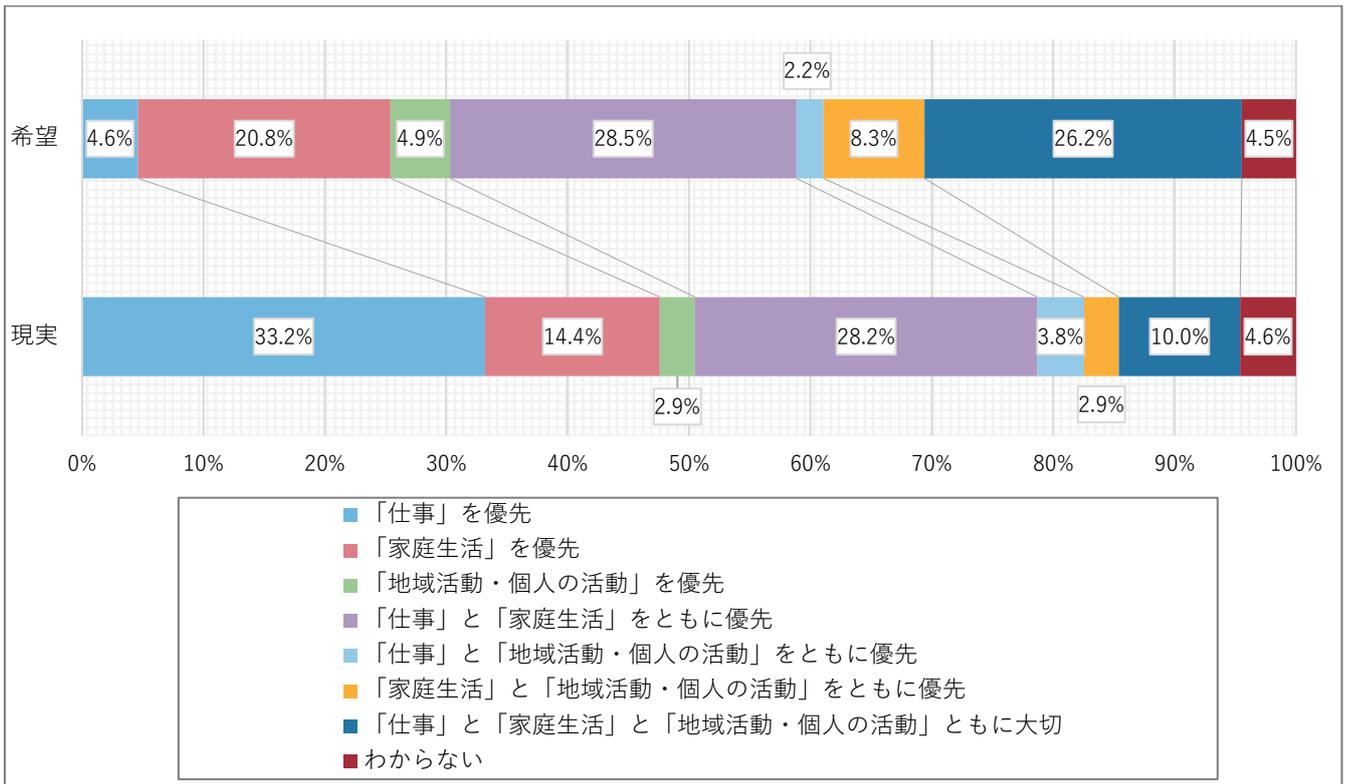
事業内容	担当課
企業・事業所等と連携したワーク・ライフ・バランスに関する啓発	総務課
	水産商工観光課
育児・介護休業制度取得の促進	総務課
乳児保育・延長保育・一時保育・休日保育等のサービスの充実	子育て支援課
介護・医療等総合相談事業の実施	健康高齢者支援課
家族介護支援事業の実施	健康高齢者支援課

②女性活躍のための環境整備

女性が活躍できるフィールド拡大のため、地域の主要産業である農業・漁業も含めた女性の起業を応援し、地域経済の活性化を図るとともに結婚・出産を機に退職した女性の再就職支援のため子育て環境の整備や多様な働き方の啓発に努めます。

事業内容	担当課
起業支援事業の実施・充実	企画政策課
関係機関と連携した就労相談窓口の周知	水産商工観光課
農業・漁業分野における女性の活躍の推進	農林課
	水産商工観光課
乳児保育・延長保育・一時保育・休日保育等のサービスの充実	子育て支援課
介護・医療等総合相談事業の実施	健康高齢者支援課
家族介護支援事業の実施	健康高齢者支援課

(参考) ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



「市民アンケート」

※ここでの「家庭生活」は、『家族と過ごすこと、家事、育児、介護等』を指し、「地域活動・個人の活動」は『地域・社会活動（ボランティア活動、社会参加活動、付き合い等）、学習・研究（学業も含む）、趣味、娯楽、スポーツ等』を指します。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

いすみ市DV対策基本計画

※この目標は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付けます。

1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。身近に起こり得るDV、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、児童虐待、高齢者虐待等は被害者の多くが誰にも相談できず、被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に十分理解されていません。

市民アンケートによると10人あたり1.2人の人が「DVを受けたことがある」と回答しています。（21ページ 図7）性別で見ると、男性は9.3%、女性は14.9%と、女性の方が割合はやや高くなっています。「暴力・暴言を受けたことがある」と回答したうちのおよそ半数の人は「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています。（22ページ 図8）相談しなかった理由としては、「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけるといったから」が上位を占めています。（22ページ 図9）

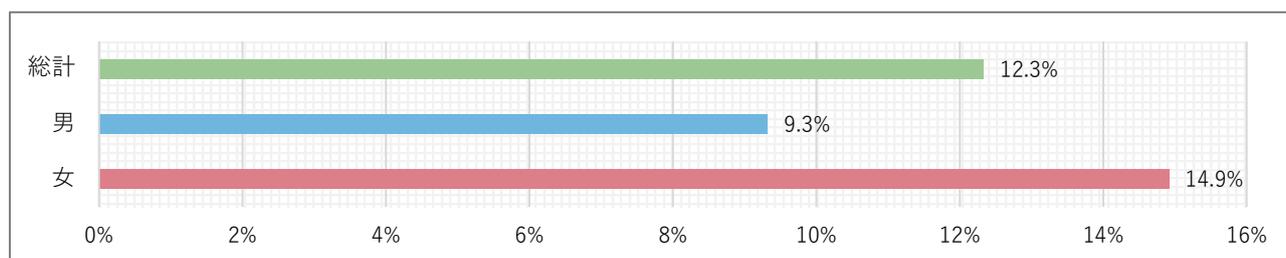
DVは当事者間の個別の問題ではなく、男女共同参画を阻害する社会問題としてとらえ、加害者にも被害者にもならないよう、あらゆる暴力を根絶するためさまざまな機会を通じての意識啓発を行っていく必要があります。被害を受けた人が、一人で悩みを抱えることなく相談することができるよう相談窓口の周知や相談体制の強化を図っていく必要があります。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「DV防止法」の認知度	19.6%	30%
DVを受けたことがある人の割合	12.3%	減少を目指す

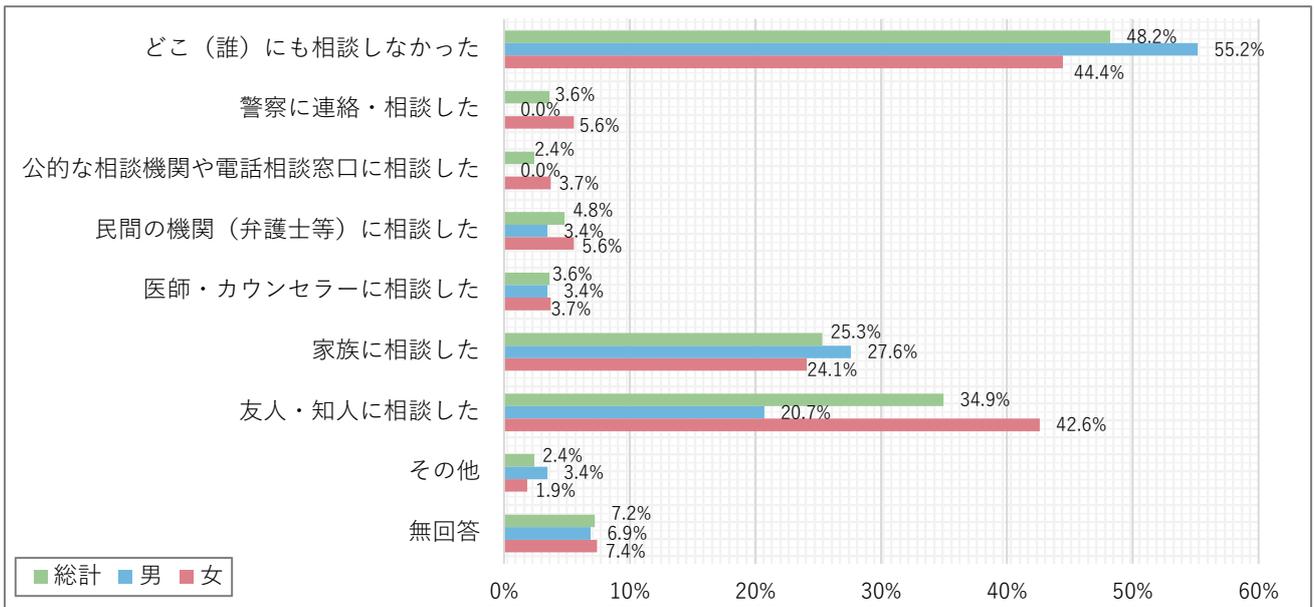
「市民アンケート」

(図7) 「DVを受けたことがある」と回答した人の割合



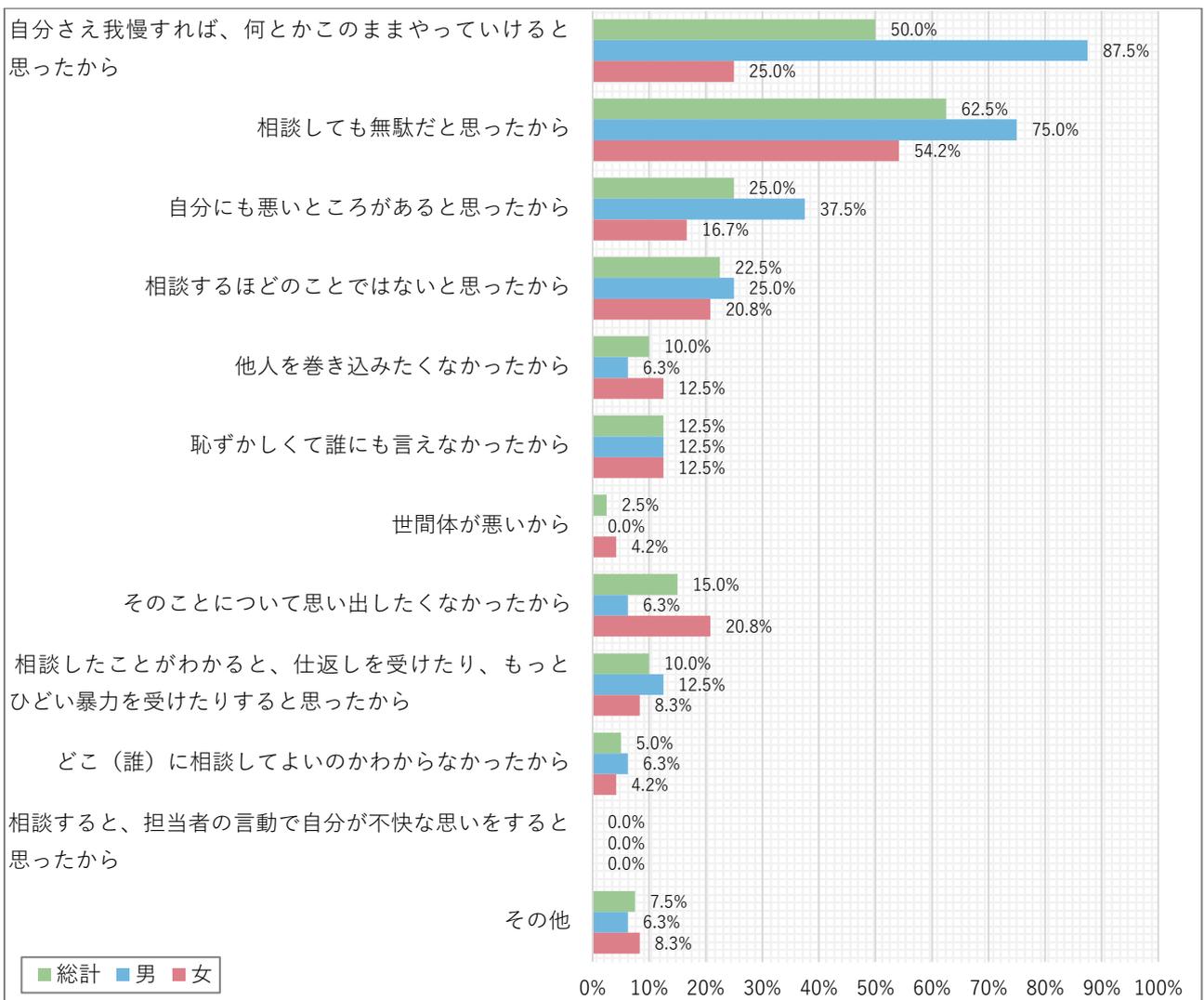
「市民アンケート」

(図8) DV被害の主な相談先



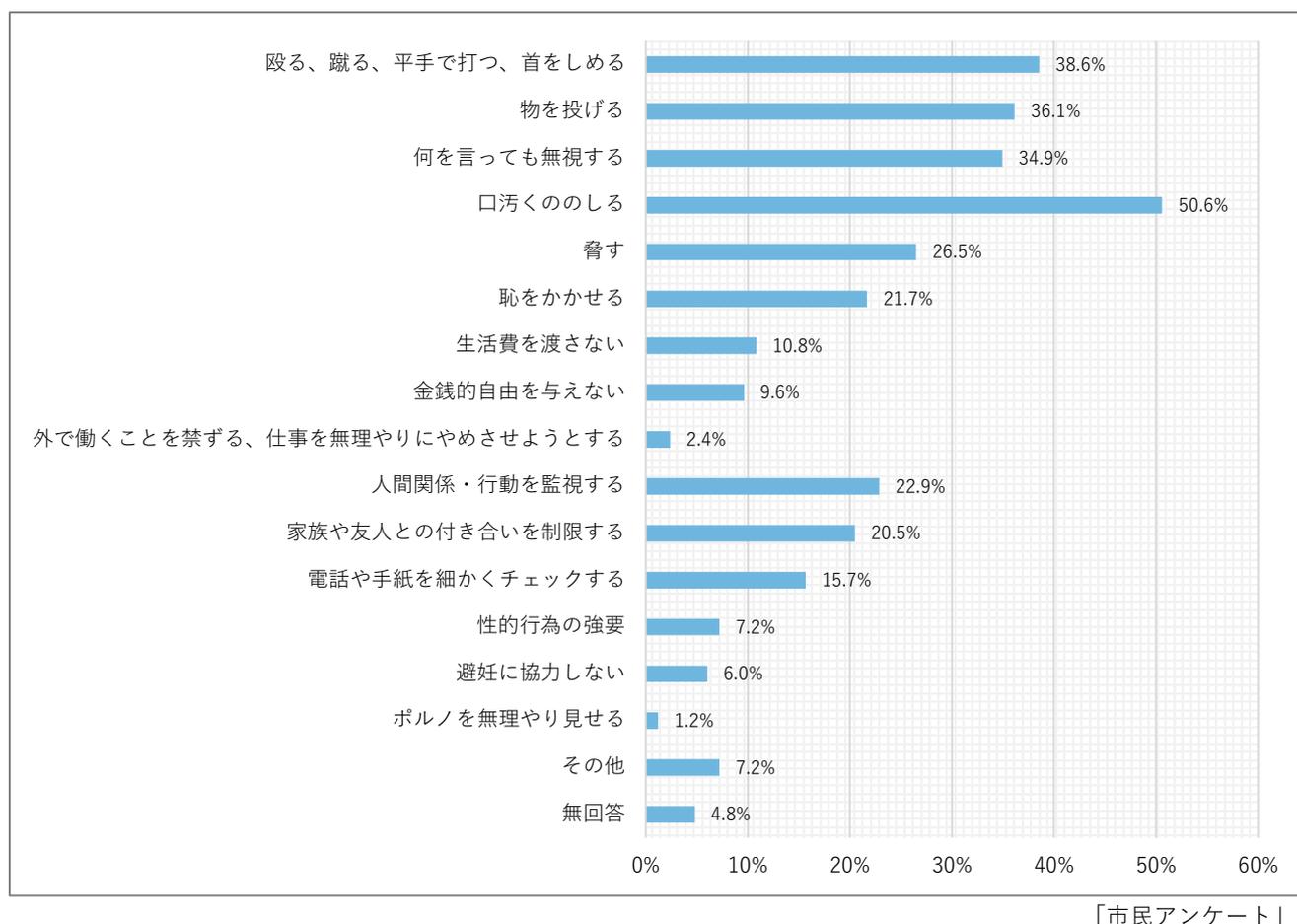
「市民アンケート」

(図9) 相談しなかった理由



「市民アンケート」

(参考) 受けたDV被害



《施策の方向》

①配偶者等からの暴力等防止及び相談・支援体制の充実

DVをはじめ、ハラスメント、虐待等あらゆる暴力を防止するため、意識啓発や予防啓発を行います。また、被害者の相談窓口の周知や充実を図り、安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう関係職員に対しては研修などを通じて資質の向上を図ります。

事業内容	担当課
DVや児童・高齢者・障がい者等に対する虐待の相談体制について周知・徹底及び庁内の連携・迅速かつ適切な対応	福祉課
	子育て支援課
	市民課
	健康高齢者支援課
	学校教育課
広報紙・ホームページ等を利用したDVや虐待防止に関する周知	福祉課
	子育て支援課
	健康高齢者支援課

事業内容	担当課
DVや虐待に関するチラシ等の配付による情報提供	福祉課
	子育て支援課
	健康高齢者支援課
DVや児童・障がい者への虐待について相談体制やシェルター・施設等への避難など緊急的対応の充実 ○女性サポートセンター（中核的配偶者暴力相談支援センター） ○夷隅健康福祉センター（地域配偶者暴力相談支援センター） ○千葉県男女共同参画センター（地域配偶者暴力相談支援センター） ○警察 ○病院 ○児童相談所 ○中核地域生活支援センター ○民間シェルター ○社会福祉施設等関係機関との連携の強化	福祉課

②ハラスメント等防止対策の推進

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント行為は、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場面で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあります。身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、あらゆるハラスメント行為を未然に防止するため、意識啓発のセミナーなどを実施し、ハラスメントを根絶する機運を醸成します。

事業内容	担当課
ハラスメントの防止に向けた啓発や情報提供	総務課
	福祉課
	子育て支援課
	健康高齢者支援課
ハラスメント相談員の設置	総務課

2 防災分野における男女共同参画

【現状と課題】

東日本大震災では、避難所での生活の長期化が余儀なくされる中、プライバシーの侵害や女性・子どもに対する暴力等、さまざまな問題が明らかとなりました。避難所では、高齢者、障がい者、乳幼児・子ども、妊産婦、LGBT等性的マイノリティの人々など様々な事情を持つ不特定多数の人が集団で生活することになります。避難所運営には、誰もが安心して生活できるよう、多様な視点を取り入れ、多様なニーズに対応することが求められています。そのため、意思決定の場には、男性だけでなく女性も参画することが不可欠です。

また、近年、大規模な災害が頻発しているため、防災・災害対策への関心が高まっています。防災・災害対策についての啓発を実施するとともに、地域においても平常時からあらゆる年代の男女が地域活動に参画することで顔の見える関係づくりを行い、地域力を高めることが重要です。また、地域赤十字奉仕団等、地域ボランティアの方々の女性の視点を生かして有事に備える体制を構築していくことが必要となります。

男女がともに積極的に地域活動や防災活動に参画することで災害時の減災につながります。防災分野における男女共同参画の視点の必要性について、理解を促すことが大切です。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地域活動の委員（行政協力員・防災会議・消防団員）における女性の比率	4.7%	10%

「企画政策課・危機管理課資料」

《施策の方向》

①男女共同参画の視点を生かした防災の取組

災害用備蓄品の準備など、日頃の防災対策に男女の視点を生かし、避難所運営には男女それぞれの異なったニーズを把握し、誰もが安心して過ごせる環境づくりを目指します。

事業内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性の周知・充実	危機管理課
	企画政策課
自主防災組織の育成	危機管理課
地域における避難訓練の実施	危機管理課

3 安全・安心な暮らしの実現

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、生涯にわたって心身ともに健康であり、男女が互いに身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手を思いやって生きていくことは重要な要素となっています。それぞれのライフステージに応じた健康支援を行っていくために、年代に応じた健康相談や健康診査の充実を図ることが重要です。

高齢化が進む中、高齢者や障がいを持つ人など一人ひとりが自分らしく豊かな生活を送れるよう、さまざまな支援や相談体制を確立させていくことが重要です。また、ひとり親家庭や貧困等生活上困難を抱える人に必要な支援が行き届くよう包括的な支援・相談体制の充実を図っていく必要があります。

さらに、昨今新たな人権問題として、LGBT等性的マイノリティに対する偏見や差別により、生活上さまざまな困難に直面しているという問題が顕在化しています。

誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を実現するためには、性別にかかわらず一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力を発揮することができる環境づくりが必要です。誰もが居場所と役割をもってつながり、生涯を通じて健康でアクティブに活躍することができる住みやすいまちを目指し、取組を進めていくことが重要です。

【計画の指標】

計画の指標	近況値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
国保加入者の特定健康診査受診率	29.2%	60.0%
子宮頸がん検診延べ受診率	20.6%	30.0%
乳がん検診延べ受診率*	22.6%	30.0%

「市民課・健康高齢者支援課資料」

*乳がん検診延べ受診率の近況値は、令和3年度の数値

《施策の方向》

①生涯を通じた心身の健康づくり

人生 100 年時代を迎え、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差などを踏まえた心身及び健康についての情報提供、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

事業内容	担当課
こどもの発達・心理支援事業の実施	福祉課
健康と性に関する学習機会の提供	学校教育課
	生涯学習課
特定健康診査・特定保健指導の充実	市民課
	健康高齢者支援課
妊娠から子育てまでの切れ目ない支援	子育て支援課
	健康高齢者支援課
民生児童委員、母子自立支援員による母子福祉等の相談機能の充実	福祉課
	子育て支援課
心身の健康に関する相談窓口の周知・充実	健康高齢者支援課

②さまざまな困難を抱える人への支援の充実

ひとり親家庭や高齢者、障がい者及びその家族が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるようきめ細やかな福祉サービスの充実を図ります。

また、LGBT 等性的マイノリティについての正しい理解を広め、多様性を尊重し、共生していくことができる環境づくりを推進していきます。

事業内容	担当課
ひとり親家庭等医療費の拡充	子育て支援課
障がい者保健福祉サービスの充実	福祉課
高齢者見守り事業の実施	健康高齢者支援課
介護・医療等総合相談事業の実施	健康高齢者支援課
家族介護支援事業の実施	健康高齢者支援課
介護予防・認知症予防対策の推進	健康高齢者支援課
L G B T 等性的マイノリティについての理解促進	企画政策課

第4章 プランの推進

1 推進体制の整備・充実

本プランを推進するためには、行政をはじめ、市民、地域団体、市民活動団体、事業者等がプランに対する理解を深め、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、プランの実行に際して各課が情報の共有と連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、総合的かつ計画的に施策を推進します。

2 市民との共創と協働によるプランの推進

男女共同参画社会の形成は、市民と行政との共創と協働により進めることが不可欠です。市民一人ひとりが男女共同参画への正しい認識をもつための啓発活動を進めるとともに、市民や地域団体、市民活動団体、事業者等とともに取組を進めることが重要です。積極的な市民の参画を期待するとともに、さまざまな分野で活躍する企業や団体がともに男女共同参画に関する意見や情報を交換し合い、「千葉県男女共同参画地域推進員」や「いすみ男女共同参画プラン推進懇話会」など関係機関と連携し、プランの推進を図ります。

3 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。このため、国・県、近隣自治体等関係機関との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、男女共同参画をはじめとする委員をされている方やさまざまな地域貢献活動等をされている方の中から適任の方を市町村が推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市町村とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

資 料

男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（概要）

【調査目的】

いすみ市における家庭生活、男女の役割と平等意識、社会参加、少子・高齢者などのさまざまな面における市民の意識を把握し、計画づくりの基礎資料とするため。

【調査対象】

20歳以上の市民の中から1,500人を無作為抽出（基準日：令和3年4月1日現在）

【実施時期】

令和3年7月1日（木）～令和3年7月30日（金）

【調査方法】

郵便でアンケート調査票、返信用封筒及びインターネット回答用のURLを配布し、以下のいずれかの方法を選択していただき、無記名回答により実施。

- ①郵送調査法：アンケート調査票に直接回答を記入し、返送
- ②インターネット調査法：URLからWEBページにアクセスし、回答

【回答数】

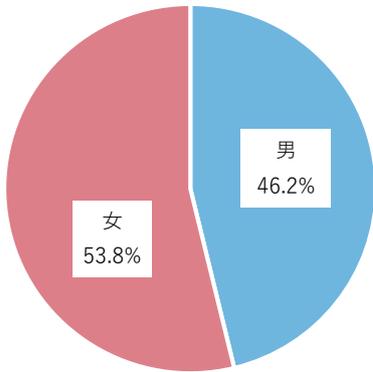
配付数	回収数	回収率
1,500	673	44.86%

●結果の留意事項

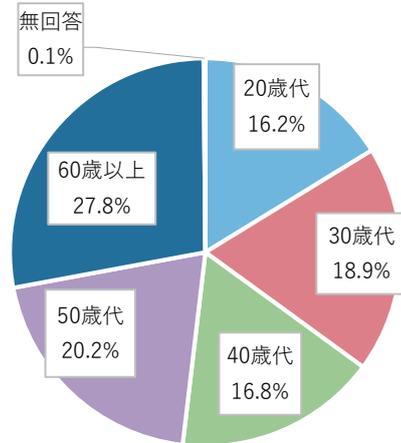
- ①集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比（%）の合計が100.0%にならないことがあります。
- ②1人の対象者に複数の回答を認めた設問では、内訳の合計が100.0%を超えることがあります。

回答者自身のことについて

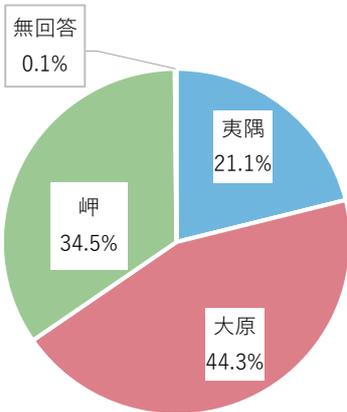
①性別



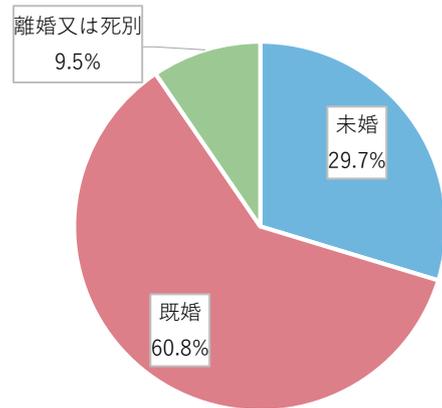
②年齢



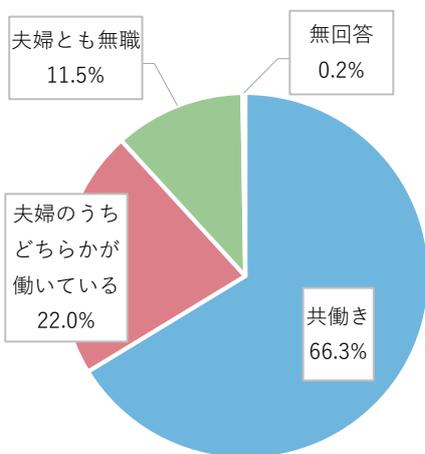
③居住地域



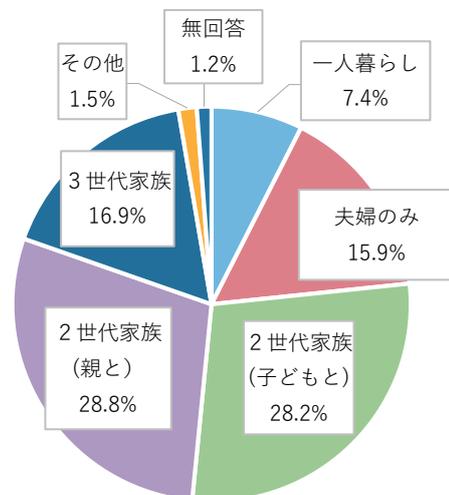
④配偶者の有無



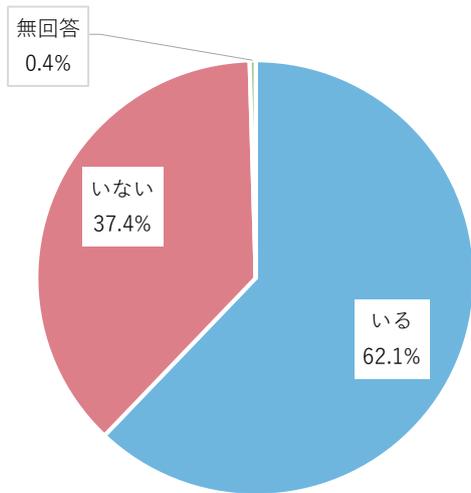
⑤就業の形態（既婚者のみ）



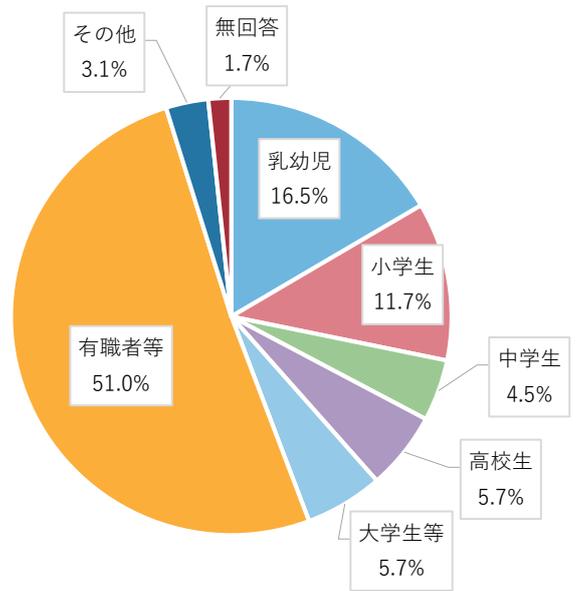
⑥世帯構成



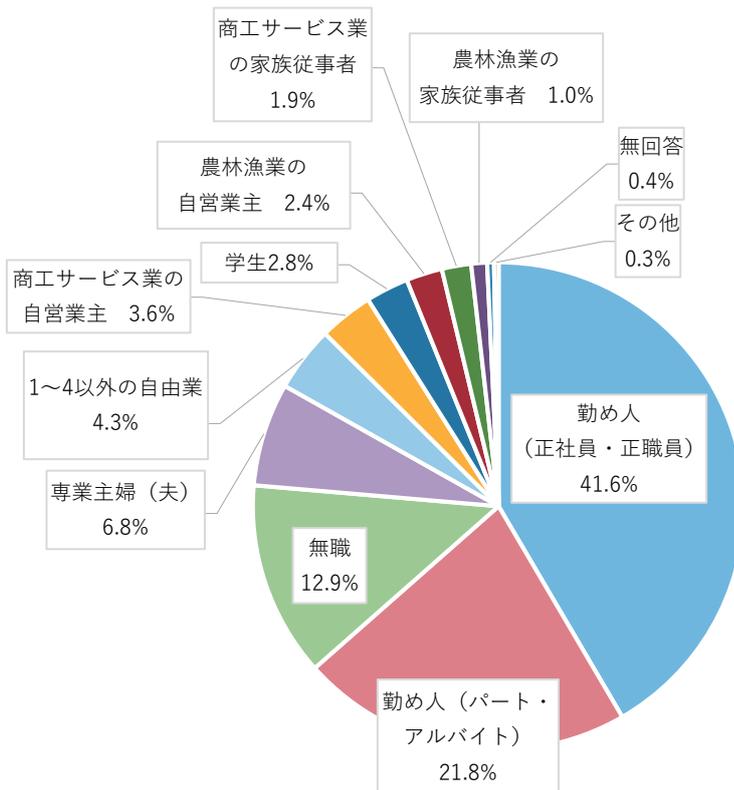
⑦子どもの有無



⑧一番下の子どもの年齢



⑨職業



いすみ男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 いすみ市における男女共同参画プランに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いすみ男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画プランの施策に関すること。
- (2) その他男女共同参画プランの推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 2人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) いすみ市男女共同参画地域推進員 3人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める関係団体の代表者 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員が委嘱された後最初に招集される会議は、市長がこれを招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

いすみ男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

区分	氏名	役職等
市議会議員	山口 朋子	市議会議員
	黒須 美智雄	市議会議員
学識経験者	沼 敏章	古沢郵便局長
	元吉 正昭	元公立学校長
男女共同参画 地域推進員	加藤 恵子	元公立学校教諭
	田上 敦	元公立学校長
	田中 道子	元市立保育所長
関係諸団体の 代表者	坂間 範子	いすみ市女性の会連絡協議会
	福田 和美	社会教育委員
	牧野 早苗	いすみ市商工会女性の会

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影

響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。
(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その

任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号
最終改正：令和 1 年 6 月 5 日号外法律第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下

に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に

占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女

性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保

に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの

職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職

業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活に

おける活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同條第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同條第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十條第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十條第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前條の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前條に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働

局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和 1 年 6 月 26 日号外法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・ 第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助

を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その

他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知し

てする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくは

その知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下

「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項ま

での規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受け

た後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、

その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成一九年七月一日法律第一一三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略)附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 (略)

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[検討等]

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができ

る同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

世界・国・千葉県の男女共同参画の動き

年	世界	日本	千葉県
1975 (昭和 50)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催	
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館オープン	・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置
1978 (昭和 53)			・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置
1979 (昭和 54)	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		・各支庁に婦人問題担当窓口を設置
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
1981 (昭和 56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館開設
1982 (昭和 57)			・婦人問題推進のつどい開催
1983 (昭和 58)			・女性管理能力養成講座開設
1984 (昭和 59)	・「国連婦人の十年」ESCAP 地域政府間準備会議開催(東京)		
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正、施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条例」批准	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・千葉県婦人問題懇話会設置
1986 (昭和 61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全 省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・婦人フォーラム県大会開催 ・「千葉県婦人計画」策定 ・婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施
1987 (昭和 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動 計画」策定 ・婦人問題企画推進本部参与拡充	
1988 (昭和 63)			・国際婦人フォーラム開催
1989 (平成 1)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科 の男女必修等)	・「婦人問題に関する意識調査」実施
1990 (平成 2)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来 戦略に関する第 1 回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択		・「青少年婦人課」に「婦人政策室」設 置
1991 (平成 3)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動 計画(第 1 次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・「さわやかちば女性プラン」策定
1992 (平成 4)		・「育児休業法」施行	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年 女性課女性政策室」と変更
1993 (平成 5)	・「世界人権会議」(ウィーン)を開催 ・国連第 48 回総会「女性に対する暴力 撤廃宣言」採択		・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」 発刊 ・「男女共同参加型社会に向けての県民 意識調査」実施
1994 (平成 6)	・「国際人口・開発会議」(カイロ)開催	・男女共同参画室、男女共同参画審議 会、男女共同参画推進本部設置 (婦人問題企画推進本部を改組)	

年	世界	日本	千葉県
1995 (平成 7)	・「第 4 回世界女性会議」(北京) 開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)、「育児・介護休業法」公布	・第 4 回世界女性会議(NGO フォーラム) 派遣事業実施
1996 (平成 8)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター開設
1997 (平成 9)		・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正	
1998 (平成 10)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
1999 (平成 11)	・ESCAP ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 開催 ・ミレニアム開発目標(MDGs) 設定(目標 3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 ・「ストーカー規制法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画(第 1 次)」策定	・「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」へ改称 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」へ改組
2001 (平成 13)		・男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」公布、施行	・「千葉県男女共同参画計画」策定
2002 (平成 14)		・「(改正) 育児・介護休業法」施行	・千葉県女性サポートセンター開設 ・男女共同参画課内に DV 対策担当チームを設置
2003 (平成 15)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 (平成 16)		・「DV防止法」改正、施行及び同法に基づく基本方針の策定	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の実施
2005 (平成 17)	・第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成 18)	・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正	・「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 ・「千葉県男女共同参画計画(第 2 次)」策定
2007 (平成 19)	・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(ニューデリー)	・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・DV防止法」改正	・「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足

年	世界	日本	千葉県
2008 (平成 20)		・「(改正) D V 防止法」施行 ・厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (平成 21)	・第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（ソウル）	・「(改正) 次世代育児支援対策推進法」施行 ・「育児・介護休業法」改正	・「千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画（第 2 次）」策定 ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 ・千葉県女性サポートセンター改築
2010 (平成 22)	・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	・「仕事と生活の調和（WLB）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定	
2011 (平成 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）正式発足 ・第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（シムリアップ）		・「千葉県男女共同参画計画（第 3 次）」策定
2012 (平成 24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定	・「千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画（第 3 次）」策定
2013 (平成 25)	・第 5 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（北京）	・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「D V 防止法」改正	
2014 (平成 26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「(改正) D V 防止法」施行 ・「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	
2015 (平成 27)	・第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択（目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定	
2016 (平成 28)	・ G 7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G 7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「千葉県男女共同参画計画（第 4 次）」策定
2017 (平成 29)		・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正) 育児・介護休業法」施行	・「千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画（第 4 次）」策定
2018 (平成 30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	・千葉県男女共同参画センター移転
2019 (令和 1)	・W20 日本開催（国際女性会議 WAW！と同時開催）	・「女性活躍推進法」改正 ・「D V 防止法」改正	・「男女共同参画社会実現に向けての県民意識調査」を実施
2020 (令和 2)	・第 64 回国連女性の地位委員会（「北京+25」）（ニューヨーク）	・「(改正) 女性活躍推進法」施行 ・「(改正) D V 防止法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定	
2021 (令和 3)			・「千葉県男女共同参画計画（第 5 次）」策定

用語解説（五十音順）

[あ]

アンコンシャス・バイアス

人が気づかないうちに持つようになった偏った見方や考え方のこと。「普通は〇〇だ」「こうあるべきだ」「どうせムリだ」というような決めつけや押しつけが一例として挙げられる。アンコンシャス・バイアスの存在が、意思決定や評価に影響を与えることが指摘されている。

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業や子の看護休暇等の申出でしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他不利益な取り扱いも禁止されている。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスの総称で、個人と個人を結ぶことを目的とした社会的なネットワークのこと。

SDGs（Sustainable Development Goals）／持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール・169のターゲットから構成されている。

M字カーブ

日本の女性の労働力率^{*}年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるため。

^{*}「労働力率」：15歳以上人口に占める労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計）の割合。

LGBT

L＝レズビアン：女性として女性が好きになる人、G＝ゲイ：男性として男性が好きになる人、B＝バイセクシュアル：性別にかかわらず恋愛対象になる人、T＝トランスジェンダー：生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人（性同一性障がい（性別不合）を含む）の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティ（典型的とされていない性自認^{*1}や性的指向^{*2}を持つものをいう。）の総称の一つ。

^{*1}「性自認」：自分が認識している性別

^{*2}「性的指向」：恋愛感情などがどの性別に向いているか

[か]

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

[さ]

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出される。男女格差を明らかにできる。

事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画。従業員 100 人を超える事業所は計画の策定が義務づけられている。企業を一般事業主、国、地方公共団体を特定事業主という。

女性活躍推進法（平成 27（2015）年 公布）

正式名は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。

性的マイノリティ

「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人など、典型的ではない性自認や性的指向を持つ人々の総称。

セクシュアルハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

[た]

男女共同参画社会基本法（平成 11（1999）年 公布）

「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。

男女雇用機会均等法（昭和 60（1985）年 公布）

正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮し、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とした法律。性別を理由とする差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策等が講じられている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。

DV防止法（平成13（2001）年 公布）

正式名は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。令和元年の一部改正（令和2年4月1日施行）では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。

[は]

パワーハラスメント

職場において、上位の立場の者が下位の立場に対して、精神的もしくは肉体的な苦痛を与えて、職場関係を悪化させる行為。

[ら]

ライフステージ

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

[わ]

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。

第3次いすみ男女共同参画プラン（令和4年3月）

◆発行 いすみ市企画政策課 〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1

TEL : 0470-62-1382 <https://www.city.isumi.lg.jp>